

	装技計第 1 0 3 号
	2 7 . 1 0 . 1
一部改正	装技計第 4 5 0 5 号
	平成 2 9 年 3 月 3 1 日
一部改正	装技計第 5 0 1 6 号
	令和 2 年 3 月 2 7 日
一部改正	装技計第 3 7 5 5 号
	令和 3 年 3 月 1 8 日
一部改正	装技計第 4 9 1 1 号
	令和 3 年 3 月 3 1 日
一部改正	装技計第 2 6 9 1 号
	令和 5 年 2 月 2 1 日
一部改正	装技計第 1 2 2 1 1 号
	令和 5 年 7 月 7 日

大臣官房長
各局長
各幕僚長殿
情報本部長
防衛監察監

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛省研究開発評価実施要領について（通知）

標記について、装備取得委員会に関する訓令（平成 2 7 年防衛省訓令第 3 8 号）第 7 条第 2 項及び防衛省研究開発評価指針について（防装庁（事）第 1 4 号。2 7 . 1 0 . 1）の別紙の第 4 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定められたので、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

防衛省研究開発評価実施要領

第1 事業評価

事業評価は、被評価主体の自己点検による評価を基本とし、事前、中間、事後及び追跡の各段階において評価を行うものとする。その際、事業評価に用いる装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号。以下「研究開発訓令」という。）第9条に規定する装備品等研究開発見積依頼（以下「見積依頼」という。）、装備品等研究開発見積り（以下「見積り」という。）、装備品等研究開発要求（以下「要求」という。）、研究開発訓令第11条に規定する年度業務計画並びに研究開発訓令第17条に基づく成果等の報告に関する書類の記載要領等は、別紙第1のとおり。

さらに、装備品等の研究開発の効果的及び効率的推進の観点から、要求性能、経費、技術的可能性、スケジュール等の最適化を検討するため、トレードオフスタディ（「同時には達成できない複数の事項についての検討」をいう。以下同じ。）を積極的に実施するものとする。トレードオフスタディの実施に当たっては、あらかじめ装備品等の研究においては研究目標及び装備品等の開発においては要求性能（以下「要求事項」という。）のランク付けを行うことが効率的であると考えられることから、要求事項について、次のランクを付与するものとし、その位置付けは別紙第2のとおりとする。

A 要求達成が必須

A－ 要求達成が必要

B 経費、技術的可能性、スケジュール等の許す範囲内で達成

1 事前評価

(1) 評価要領

事前評価における被評価主体は、目標評価に関しては統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は情報本部（以下「各自衛隊等」という。ただし、防衛装備庁要求の研究にあつては評価対象に係る事務を所掌する防衛装備庁長官官房装備開発官、長官官房艦船設計官、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所又は次世代装備研究所（以下「装備開発官等」という。）であり、技術評価に関しては評価対象に係る事務を所掌する装備開発官等（ただし、各自衛隊等が行う装備品等の軽易な改善及びその試験（以下「装備品等の研究改善」という。）にあつては各自衛隊等）である。

事前評価は、見積依頼等、見積り等、要求等及びそれらに基づく事業計画案（

当該事前評価の対象となる事業計画案に限る。) について、概算要求年度の政策評価の実施までに、必要であればその内容の適正化を図り、その他の研究開発を含めた防衛力整備全体の観点から検討される概算要求のための省内検討・調整をもって評価とするものとする。ただし、プロジェクト管理の対象となる装備品等については、個々の研究開発もしくはそれらによって構成される研究開発プログラムに係る代替分析の実施時期を考慮し、整合を取るよう配慮するものとする。

見積依頼等、見積り等又は要求等については、新規に個々の研究開発のための概算要求を行う予定の研究開発を対象とし、既存の装備品等に与える影響、諸外国の類似装備品の導入、現有装備品等の改良・改善の可能性等の検討を十分検討しつつ、トレードオフスタディ結果、開発経費や量産コストの抑制等総合取得改革の観点を努めて踏まえた評価とする。

(2) 評価の観点

事前評価の観点は、原則として次のとおりとする。

ア 目標評価

(ア) 必要性

- a 運用構想
- b 装備構想（装備数量、装備部隊等）
- c 既存装備品等への影響分析
- d 代替手段（諸外国装備品の導入、現用装備品の改良及び改善の可能性）
- e 装備品等の研究については装備品等の開発への適用性等

(イ) 要求事項の軍事的合理性

- a A及びAーランク要求事項の設定根拠
- b 装備品必要時期

イ 技術評価

(ア) 事業計画案の技術的合理性

- a 技術的実現可能性、量産単価、ライフサイクルコスト及び所要期間

(イ) トレードオフスタディ結果の合理性

- a Aーランクの提案性能とその根拠
- b Bランクの達成可能性能とその根拠

2 中間評価

(1) 評価要領

中間評価における被評価主体は、技術評価に関しては評価対象に係る事務を所掌する装備開発官等（ただし、装備品等の研究改善にあつては各自衛隊等）であり、目標評価に関しては各自衛隊等（ただし、防衛装備庁要求の装備品等の研究にあつては評価対象に係る事務を所掌する装備開発官等）である。

中間評価は、年度業務計画等に記載された評価時点での成果について、主とし

て技術評価を実施する。この際、評価実施主体が必要と判断した場合は、技術評価部会に評価を付議するものとし、技術評価部会はこれを妥当と認めるときは、承認するものとする。

評価結果を踏まえ、かつ、評価結果に応じて必要であれば研究開発の内容の適正化を図り、その他の研究開発を含めた防衛力整備全体の観点から検討される概算要求のための省内検討及び調整に反映するものとする。

技術評価については、必要に応じて、防衛装備庁に組織として独立性を確保した外部評価に関する会議体における外部評価の結果を活用することにより評価の客観性の確保に努めるものとする。また、技術評価等を踏まえ、必要に応じて、トレードオフスタディを行いつつ、要求事項の見直し等を含んだ目標評価についても実施することとする。

(2) 評価の観点

中間評価の観点は、原則として次のとおりとする。

ア 技術評価

(ア) 設計、試作、試験等の各段階における進ちょく度

- a 目標性能、事業経費及びスケジュールの達成見通し
- b 装備品等の開発については、見積量産単価（ライフサイクルコストが示されている場合はライフサイクルコスト）の達成見通し

(イ) 中間成果を踏まえたトレードオフスタディ結果

- a Aランクの提案性能とその根拠
- b Bランクの達成可能性能とその根拠

イ 目標評価

(ア) 必要性に係る事項

(イ) 要求性能等変更の妥当性

- a 要求事項の追加又は変更
- b ランクの追加又は変更の妥当性（中間成果によるトレードオフスタディ結果反映等）

(ウ) 装備品必要時期変更理由の妥当性

3 事後評価

(1) 評価要領

事後評価における被評価主体は、装備品等の開発及び装備品等の研究改善に関しては各自衛隊等であり、装備品等の研究に関しては評価対象に係る事務を所掌する装備開発官等及び各自衛隊等である。

装備品等の研究及び装備品等の研究改善の終了時点において、評価実施主体が必要と判断した場合は、技術評価部会に評価を付議するものとし、技術評価部会はこれを妥当と認めるときは、承認するものとする。

また、必要に応じて、防衛装備庁に組織として独立性を確保した外部評価に関する会議体における外部評価の結果を活用することにより評価の客観性の確保に努めるものとする。

なお、事後評価は、技術評価として実施する。

(2) 評価の観点

事後評価の観点は、原則として次のとおりとする。

ア 装備品等の開発

(ア) 実用性の評価に係る試験における要求性能の達成度（各ランク達成具合）

(イ) 部隊における実用性に関する観点

(ウ) 見積量産単価の達成度

イ 装備品等の研究

(ア) 当初目標の達成度

(イ) 研究成果の装備品等の開発、装備品等に対する適用可能性

(ウ) 技術基盤の維持及び育成への貢献度

ウ 装備品等の研究改善

(ア) 当初目標の達成度

(イ) 研究成果の装備品等に対する適用可能性

4 追跡評価

(1) 評価要領

追跡評価における被評価主体は、装備品等の開発及び装備品等の研究改善に関しては各自衛隊等であり、装備品等の研究に関しては装備開発官等及び各自衛隊等である。

追跡評価は、装備品等の研究に関しては研究完了後おおむね10年までの間に当該研究が装備品等の研究開発及び装備品等にどのように役立っているかについての調査に基づき、新たな研究開発事業等への展開の可能性を考慮し、主要な研究について被評価主体が必要に応じて選定して実施するものとする。また、装備品等の開発に関しては部隊配備後原則として1年程度を経て、部隊での状況（使用状況、調達価格等）の調査に基づき、国費投入額が大きい、重点的に推進する分野などの主要な開発について評価実施主体が必要に応じて選定して実施するものとする。

装備品等の研究の追跡評価対象期間は、原則として、事後評価の翌年度から10年間とし、評価対象とする研究項目の被評価主体は、毎年度、自己点検により評価を実施するとともにその結果をまとめた追跡評価資料を作成し、技術戦略部長を経由して防衛装備庁長官に報告するものとする。また、追跡評価の対象外及び終了の要件は、原則として次のとおりとする。

ア 研究成果を活用した新たな研究開発事業を実施し、又は概算要求している場

合

イ 事後評価の翌年度から10年経過した場合

ウ 研究成果が研究用機械器具、防衛省規格、防衛省船舶設計基準及び装備品等の調達に反映された場合

エ その他防衛装備庁長官により対象外及び終了が妥当であると判断された場合

(2) 評価の観点

追跡評価の観点は、原則として次のとおりとする。

ア 装備品等の開発

(ア) 部隊使用実績等による不具合対応、改善及び改良の必要性

(イ) ライフサイクルコスト低減可能性

(ウ) 防衛力整備の観点からの能力向上の必要性

イ 装備品等の研究

(ア) 研究成果の装備品等の研究開発及び装備品等に対する貢献度

(イ) 防衛装備庁等における中長期の計画に対する反映度

(ウ) 技術基盤の維持及び育成への貢献度

5 技術評価部会の構成

(1) 技術評価部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

(2) 部会長は、整備計画局防衛計画課が中心となり評価を実施する事項に関しては整備計画局防衛計画課長をもって、その他の事項に関しては防衛装備庁プロジェクト管理部における研究開発評価の対象に係る事務を所掌する課長に準ずる者又は技術戦略部技術計画官をもって充てる。

(3) 技術評価部会を構成する部会員（以下「部会員」という。）は、次のとおりとし、評価対象が情報本部要求のものである場合には防衛政策局調査課長を、衛生資材に関するものである場合には人事教育局衛生官を、指揮通信に関するものである場合には統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長を、それぞれ部会員として加えるものとする。ただし、部会長は、評価対象に関連する部会員に限定して、技術評価部会を開催することができるものとする。

なお、評価実施主体の中心となる課等の長は部会員としてではなく部会長として審議に参画し、被評価主体に属する者は部会員としてではなく被評価主体として審議に参画するものとする。

大臣官房文書課長、大臣官房企画評価課長、大臣官房会計課長、防衛政策局防衛政策課長、整備計画局防衛計画課長、統合幕僚監部防衛計画部計画課長、統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官、陸上幕僚監部防衛部防衛課長、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長、海上幕僚監部防衛部防衛課長、海上幕僚監部防衛部装備体系課長、海上幕僚監部装備計画部装備需品課長、航空幕僚監部防衛部防衛課長、航空幕僚監部防衛部事業計画第1課長（研究開発評価の対象に係る事務

を所掌する場合に限る。)、航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長(研究開発評価の対象に係る事務を所掌する場合に限る。)、航空幕僚監部装備計画部装備課長、航空幕僚監部科学技術官、情報本部計画部長が指名する課長、情報本部電波部長が指名する課長、長官官房会計官、長官官房装備開発官(研究開発評価の対象に係る事務を所掌する装備開発官に限る。)、長官官房艦船設計官、装備政策部装備政策課長、プロジェクト管理部事業計画官、プロジェクト管理部事業監理官(研究開発評価の対象に係る事務を所掌する事業監理官に限る。)、プロジェクト管理部装備技術官(研究開発評価の対象に係る事務を所掌する装備技術官に限る。)、技術戦略部技術戦略課長、技術戦略部技術計画官、調達管理部調達企画課長、調達事業部における課長に準ずる者(研究開発評価の対象に係る事務を所掌する課長に準ずる者に限る。)並びに防衛装備庁航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び次世代装備研究所における部長(研究開発評価の対象に係る事務を所掌する部長に限る。)

- (4) 部会長は、議案について審議するため必要に応じて技術評価部会を招集し、これを主宰するものとする。
- (5) 部会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を技術評価部会に参加させることができる。

第2 機関評価

1 評価要領

機関評価は、防衛装備庁及び各自衛隊等の装備品等の研究開発及び研究改善に関連する研究開発機関等(航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び次世代装備研究所その他の防衛装備庁及び各自衛隊等の装備品等の研究開発及び研究改善に関連する機関をいう。以下同じ。)が、その設置目的や中長期的な目標等に即して、必要な範囲で、自ら評価を行うものとする。

2 評価の観点

研究開発機関等によって多種多様な範囲にわたる制度及び事業があることから一律な評価基準を設けることは適切でないため、制度及び事業の性格に応じて、評価を実施することとするが、例として次の項目が挙げられる。

- (1) 対象とする技術分野への取組
- (2) 重点技術分野への取組
- (3) 技術基盤の維持及び育成
- (4) 装備品等の研究開発及び研究改善の実施機関等における業務内容
- (5) 装備品等の研究開発及び研究改善の分野の設定方法
- (6) 研究体制の妥当性等

第3 外部評価

外部評価は、事業評価のうち中間評価及び事後評価について、防衛装備庁に外部の学識経験者等からなる組織として独立性を確保した委員会（以下「外部評価委員会」という。）を活用して行うものとし、外部評価委員会は、原則として、外部評価対象の研究開発項目（以下「対象項目」という。）ごとに設置するものとする。

1 外部評価委員会の運営

- (1) 防衛技監は、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第17条に規定する成果報告（以下「成果報告」という。）の対象とする研究開発項目を参考に対象項目を選定し、その外部評価委員会を設置して個別名称を定め、対象項目について、外部評価委員会に諮るべき技術事項（以下「評価対象事項」という。）を指定する。
- (2) 防衛技監は、前号で指定した評価対象事項に関連する分野について学識経験を有する者等から、外部評価委員会の委員を委嘱する。ただし、評価の客観性、公正性及び中立性を確保するため、防衛装備庁（平成27年10月1日前は防衛省技術研究本部）に所属したことがある者（技術顧問を除く。）又は防衛省と対象項目に係る契約関係のある企業、団体等に所属する者は、原則として委員に委嘱することができないものとする。委員の委嘱期間は、原則として、対象項目の終了（事後評価時点）までとするが、委嘱期間途中での離任は妨げないものとする。
- (3) 外部評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。また、外部評価委員会に幹事1人及び副幹事1人を置き、幹事には技術戦略部革新技術戦略官を、副幹事には技術戦略部技術計画官をもって充てる。幹事は、委員長及び委員を補佐し、副幹事は、幹事が職務を遂行できないとき又は幹事が欠けたときに幹事の職務を行うものとする。

2 評価の方法

- (1) 委員長は、外部評価委員会の議事進行を行い、委員は、評価対象事項について、客観的かつ公正、中立の立場で技術専門的な観点から適正な評価を実施する。委員は、外部評価委員会への出席に代えて、書面（電子メール等の手段を含む。）をもって意見を述べるができるものとし、委員長は、外部評価委員会における評価結果をとりまとめ外部評価報告書を作成し、防衛技監へ報告するものとする。
- (2) 外部評価委員会における評価結果については、原則として成果報告の一部とし、前号で作成された外部評価報告書は、原則として開示するものとするものとするが、開示に当たっては、個人情報、企業秘密の保護、国家安全保障及び知的財産権の取得状況等に十分配慮するものとする。
- (3) 外部評価委員会は、対象項目の評価を行うために必要があると認めるときは、幹事を通じ、長官官房装備官、長官官房装備開発官、内部部局の部長、研究所長

及び試験場長（以下「関係部局の長」という。）に対して、資料又は情報の提供
その他必要な協力を求めることができ、関係部局の長は、外部評価委員会に対し、
必要な協力を行うものとする。

3 外部評価委員会の実施に関する細部の事項は、技術戦略部長が定めるものとする。

第4 政策評価との関係及び評価結果の開示

評価結果については、政策評価書の作成に活用して、評価の内容を可能な限り公開
することで透明性の確保を図るものとする。

第5 本実施要領の見直し

本実施要領については、評価の実施の成果を踏まえ、必要に応じ、見直しを行う
ものとする。

事業評価に用いる書類の記載要領等について

第 1 見積依頼等

要求事項に、3 段階のランク付け（A、A－、B）を行う。

第 2 見積り等

- (1) A－ランクの要求事項又は目標事項については、技術的可能性、経費、スケジュール等が向上、軽減又は短縮する可能性が明らかな場合には、要求事項については要求元の各自衛隊等と調整の上、要求事項又は目標事項の変更や確定を行った見積書等を作成することができる。
- (2) B ランクの要求事項又は目標事項については、経費、技術的可能性、スケジュール等の許す範囲内で達成できる見積書等を作成する。この過程については、評価実施主体が評価を実施するものとする。

第 3 要求等

- (1) 要求事項に 3 段階のランク付け（A、A－、B）を行う。
- (2) 研究開発の進捗よくに応じて、装備品等の研究開発の実施段階においても、実施状況、情勢変化等に柔軟に対応し、不断の見直しを行い、設計基準のうち要求することが必要と判断したもの等の追加、定性的要求から定量的要求への修正及びランクの変更等を行う。

第 4 年度業務計画等

- (1) 要求事項又は目標事項に 3 段階のランク付け（A、A－、B）を行う。
- (2) A－ランクの要求事項又は目標事項については、技術的可能性、経費、スケジュール等が向上、軽減又は短縮する可能性が明らかな場合には、要求事項については要求元の各自衛隊等と調整の上、要求事項又は目標事項の変更や確定を行った年度業務計画を作成することができる。
- (3) B ランクの要求事項又は目標事項については、経費、技術的可能性、スケジュール等の許す範囲内で達成できる年度業務計画を作成する。この過程については、評価実施主体が評価を実施するものとする。

要求事項のランク付けについて

事業評価において行われる要求事項に関する 3 段階のランクの位置付けは、次のとおり（目標事項のランクについてもこれに準じるものとする。）。

A ：要求達成が必須である。

要求元の各自衛隊等としては、文字どおり要求事項の達成が必須であり、このランクの要求事項が少しでも満足されていない場合、実用に供し得るとの結論は出せないと考えられるもの。技術評価部会において、設定根拠について重点的な評価対象となる。

A－：要求達成が必要である。

要求元の各自衛隊等として、基本的には要求事項を満足することが必要であるが、トレードオフスタディの検討を許容できると考える場合のランク

B ：経費、技術的可能性、スケジュール等の許す範囲内で達成。

経費、技術的可能性、スケジュール等の許す範囲内で要求時期等を満足すべきものであり、年度業務計画立案等に当たり、トレードオフスタディを前提とできる場合のランク

※ 各ランクは、変更可能なものであり、適宜見直しを行い変更が行えることを前提としている。具体的には、研究開発の進ちょくに応じて、実施状況、情勢変化等に柔軟に対応し、必要な追加や変更等を行うことができる。